

ご近所の

公園・緑道

を使って、

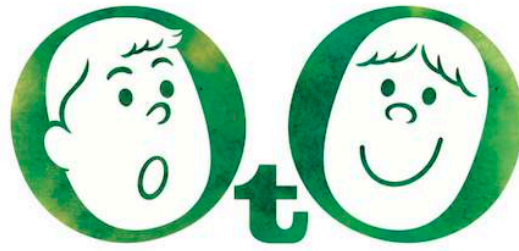
渋谷おとなりサンデー



をひらいて

6月第一日曜日は渋谷おとなりサンデーの日

みんなの力で、公園を交園に。



渋谷に住む人はもちろん、働く人、学ぶ人たちが、自分たち自身で地域交流・地域活動の場を企画し、6月の第一日曜日に一斉に行おうと2017年にはじまった「渋谷おとなりサンデー」。取り組みが広がっていく中で、渋谷区の管轄する公園・緑道129ヶ所を舞台に、もっとたくさんの交流を生み出せないだろうか。みんなの力で、公園を交園にできないだろうかと考えました。とはいえ、公園や緑道は生活の中にある公共空間、多様な人々の憩いの場所。使用するためには、守るべきルールやステップがあります。そこで、まずはきちんと中身を理解して大切に使う人を増やすことからはじめようと、本ガイドブックを制作しました。渋谷区の公園や緑道を使って「こんな交流の場所をつかってみたい」と思う方は、ぜひ、一読ください。みんなで渋谷ならではの新しい地域交流・地域活動の形をつくっていきましょう。

渋谷おとなりサンデー事務局





初台子どもと遊びたい会

区内の緑道スペースを使って、大縄跳びやけん玉などの昔遊びを楽しむ場を開催。



Picnic in Tokyo

近くのお店で買った食べ物や飲み物を持ち寄って、みんなでピクニックを開催。



ベリーダンス

経験者が先生になって、誰もが参加できるベリーダンス体験会を開催。



あおぞらピンポン

公園に卓球台を設置。道ゆく人と卓球を楽しむ場を開催。



アイデア
いっぱいの、
新しい
交流の場を。



囲碁・将棋

屋外に囲碁・将棋ができるテントをつくり、ごはんを食べたり、遊べる会を開催。



六号坂花通り ハンギングバスケット 植え替え大会

地域の町会や商店街、大学生と一緒に、街路灯に設置している花の植え替え&お茶会を開催。

持ち寄りごはん

ロングテーブルを並べて、それぞれが手作りの1品を持ち寄り、近所の人の手料理を味わうランチ会を開催。



休憩所

休憩ブースをつくり、渋谷区おすすめ情報と引き換えにお花を渡す企画を開催。

いつか、こんな公園も！

たとえば、ふだんはライバル同士の渋谷区内のコーヒー屋さんが集まって、コーヒー公園をつくったり。複数の少年野球チームのコーチが協力して、キャッチボール公園をつくったり。みんなのアイデアと行動力で、渋谷区の公園・緑道の可能性を広げる日になっても面白いと思いませんか。

渋谷おとなりサンデーで、公園・緑道を使用するには

渋谷区の管轄する公園や緑道を使って渋谷おとなりサンデーを開く場合は、区役所の所管課に申請書類を提出し、許可を得ておく必要があります。大きな流れは下図の通りですが、渋谷おとなりサンデーで公園や緑道を利用したいと思ったら、まずは渋谷おとなりサンデー運営事務局（以下、運営事務局）までご連絡ください。

STEP 1

🚩 相談・確認しよう!

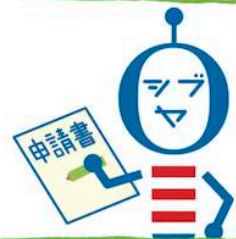
まずは、渋谷おとなりサンデー事務局までご相談ください。「渋谷おとなりサンデーの時に公園・緑道でこんなことをできないか?」というアイデアを一緒に共有・確認しながら具体的な申請ステップへと進みます。



STEP 2

🚩 申請書を書こう!*

次は申請書を書きます。公園の利用申請は使用する日の3ヶ月前から可能です。1ヶ月前を目安に提出しましょう。「どの公園・緑道を使うのか」「いつ、どのくらいの時間使うのか」「なにをしたいのか」「どのくらいの規模で、何を使うのか」を書きます。



STEP 3

🚩 準備をしよう!

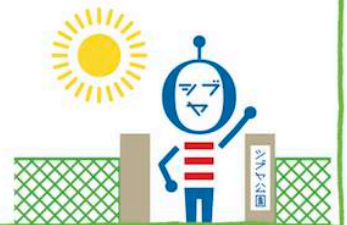
公園の周辺にお住まいの方へ、使うことをお知らせしましょう。どのようにお伝えするか、渋谷おとなりサンデー事務局で相談しましょう。雨天時の場合の判断も考えておきましょう。



STEP 4

🚩 当日を楽しもう!

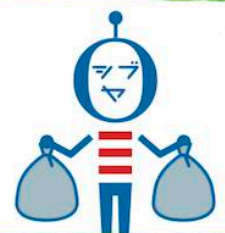
いよいよ、当日です。その日は、ふらっと公園に立ち寄った方とも気持ちよく過ごせるように心がけましょう。せっかくなので、「今日は渋谷おとなりサンデーなので」と声をかけてもよいかもしれません。



STEP 5

🚩 きれいに片付けよう!

ゴミや忘れ物はないか、集まったみんなと一緒に確認して解散しましょう。楽しい時間を過ごした公園を、使う前よりもきれいに片付けて帰りましょう。



公園・緑道の使用申請書類の書き方

都市公園許可申請書の記入例(その1)

1 **渋谷おとなりサンデー**

都市公園許可申請書

平成●年●月●日

渋谷区長殿

2 **住所 東京都渋谷区●●●●●●**

氏名 **おとなり太郎**

（法人の場合は、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

渋谷区立都市公園条例第9条第2項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

3 1. 場所 ●●●●●●公園・児童遊園地・緑道 (●●●●●●地区)

2. 日時 平成●年●月●日 (●) 時 分～ 時 分まで
平成●年●月●日 (●) 時 分～ 時 分まで

4 3. 目的 渋谷おとなりサンデーに合わせて、けん玉・おおなわシャボン玉など、大人・子どもを問わず一緒に遊ぶことのできる機会を作る。

4. 人員 10～20人(目安)

5. 持込器材 タープ1張、簡易テーブル2卓、簡易イス10脚、ブルーシート1枚

6. 担当者及び連絡先 担当者 _____ (申請者と同じ場合は記入不要)

携帯電話 ●●●●●●●●●●

電 話 _____

なお、許可の上は都市公園法・渋谷区立都市公園条例を守り、使用後は清掃を実施し、発生したゴミ等は責任をもって処分いたします。また、公園施設その他に損傷を及ぼしたときは、その補償をいたします。

受付日	平成 年 月 日	占用料	
受付番号	渋谷区取調 号	撮影: 29,200 円 × 時間	円
納入通知書番号	第 号	集会: 78 円 × 人 × 2	円
許可書の送付	土木事務所 FAX <input type="checkbox"/> 管理事務所 FAX <input type="checkbox"/> 関係所管 FAX <input type="checkbox"/>		
連絡及び確認	メール連絡 <input type="checkbox"/> 集計表 <input type="checkbox"/> 予定表 <input type="checkbox"/> リスト <input type="checkbox"/>		

都市公園許可申請書の記入例(その2)

(略図) 許可申請する公園全体の基取り図と位置、区域等を記入すること。

●●●●●●公園

使用したい公園・緑道について、

使用希望エリア ゾーニング

に分けた上で、それぞれのゾーンにどのようなものを置くのか、数量含め、できるだけ具体的に記入してください。



テーブル・イスエリア

・タープ
・簡易テーブル2卓
・簡易イス10脚
を設置。参加者が持ち寄った食べ物・飲み物で交流するスペース。

ブルーシートエリア

・シート1枚を設置し、けん玉や積み木などで遊ぶスペース。
・シート外は、おおなわやシャボン玉などで遊ぶスペース。

1 上部余白に「渋谷おとなりサンデー」と大きく明記してください。

2 代表者の住所・氏名を記入してください。

3 どの公園、緑道を使いたいのか？いつ、どのくらいの時間を使いたいのか？を記入してください。なお、当日使用だけでなく、前日から準備等をした場合は、準備期間を含め、希望日時を記入してください。

4 場所を使って何をしたいのか？何人規模での開催を想定しているのか？開催にあたり持ち込む器材や道具等を記入してください。

ルールを守って、楽しい交流を

渋谷おとなりサンデーでの使用に関わらず、渋谷区が管理する公園・緑道の使用にあたっては、渋谷区立都市公園条例に定めるルールを守っていただくことになります。以下は主なルールになります。詳しくご覧になりたい方は、渋谷区役所HPをご覧ください。

条例 URL : https://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/g114RG00000392.html

火は否。火器は気をつけて

焚き火など、公園内で何かを燃やすことは禁止されています。ガスコンロなどの火器取扱いについては申請・確認のうえ、十分にご注意ください。



公園の外への音漏れに注意

音楽を流したり、マイクを使ったりする際は、公園内から音が漏れないよう、近隣の住人の方に十分にご配慮をお願いします。



販売行為は許可をとってから

地域での交流を目的にしたフリーマーケットやコーヒー提供などの販売・営業行為は許可が必要です。事務局への申請・確認のうえ、行ってください。



公園の独占は独りぼっちに

事務局に申請し、許可が降りていれば、単体での使用も可能ですが、基本的に公園や緑道はシェアしながら仲良くご使用ください。



公園・緑道使用のQ&A

Q1 公園・緑道で何をするにも許可が必要？

A 公園・緑道を占有（都市公園等に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園としての使用が出来ない場所として使うこと）する場合は許可が必要になります。渋谷おとなりサンデーでの使用時も許可が必要になります。



Q2 使用申請にあたって、使用料は払うの？

A 渋谷おとなりサンデーの趣旨に沿った利用であることが認められた場合、占有料は発生しません。



Q3 申請したら希望の公園・緑道を使うことができるの？

A 申請内容を確認の上、許可できると認められる場合のみ、許可書を交付します。また使用許可は先着順のため、同じ公園使用を他の団体等が先に申請していた場合は、使用できない場合もあります。



Q4 使用する公園・緑道に近接する周辺住民の方への案内はしなければならないの？

A 当日トラブルを避けるため、周辺住民の方に対しては、必ず、事前にチラシ配布等で開催内容の案内をしてください。



Q5 電源はあるの？使えるの？

A 全ての区立公園には、一般利用可能な電源はありません。



Q6 どの公園にも水道はあるの？使えるの？

A 一部の公園には、トイレや水飲み場を併設しており、手洗いや飲料で利用することはできます。ただし、食器洗いや水遊び等、本来の目的外の使用や、大量の水を使う内容は禁止しています。



Q7 当日、雨天の場合はどうすれば良いの？

A 事前に他の場所を確保しておくか、公園内にテント等を設置し雨よけスペース（晴天時の日よけスペース）の確保をお勧めします。



Q8 使用当日のゴミ処分はどうすれば良いの？

A 使用当日に発生したゴミは必ず持ち帰ってください。公園内や公園周辺の生垣等に捨てないでください。ゴミ捨てがひどい場合、今後、渋谷おとなりサンデーで使用できなくなる可能性があります。



Q9 公園・緑道で交流の場を開く際に気をつけることはある？

A 第三者に対し飲食を提供する際は、主催者の方で、必ず、事前に保健所への連絡をしてください。また、火器を使用する場合は、主催者の方で、必ず、事前に消防署への連絡をしてください。その他、交流の場を開いた際に発生したトラブル等について、渋谷区は一切責任を負いません。例えば参加者がケガする恐れのある取り組みをされる際は、事前にイベント保険に加入することをお勧めします。